

○蕨市立病院運営審議会条例

昭和 47 年 3 月 29 日条例第3号

蕨市立病院運営審議会条例

(設置)

第1条 蕨市立病院の運営について市長の諮問に応ずるため、蕨市立病院運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員 10 人をもって組織し、次の各号により市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 2人

(2) 市議会議員 3人

(3) 地域医師会を代表する者 3人

(4) 住民を代表する者 2人

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に、会長及び会長代理をそれぞれ1人置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。